

# 権利としての福祉を守る

## 関係団体共同実行委員会 ニュース No3

実行委員会事務局（台東区蔵前 4-6-8 サンプライズビル 5F-A 福祉保育労内） 2021. 2. 16 発行

### オンライン学習会での質問に、石倉先生から回答が届きました

2月9日にオンライン（Zoom ウェビナー）で開催した学習会で、チャットや Q&A の機能を使った質問が寄せられました。講師の石倉先生にお願いして回答をいただきましたので、参加者のみなさんと実行委員会加盟団体で共有させていただきます。

**【質問①】** P11 図 2 2000 年以降 資産運用の顕著な不安定化の要因は何でしょうか？

**【回答①】** この間に答えるには専門的知識が必要です。ネットでも見られる、次の論文の抜粋を紹介することで回答に代えます。國枝繁樹「第 5 章 公的年金積立金運用のあり方について：予備的考察」『金融調査研究会調査報告書 中期的にみたわが国公的金融のあり方』

「戦後の我が国においては、公的金融は、郵便貯金・簡易保険および公的年金積立金の資金が、一定の政策目的のために政策金融機関等により各事業分野に投融資される財政投融資制度を通じて主に運営されてきた。」

「公的年金積立金は、2000 年までは、大蔵省資金運用部（現在の財務省財政融資資金）に預託されていたが、2001 年に、財投改革により、厚生労働大臣から、直接、年金資金運用基金に寄託し、管理運用することとされた。資産の構成割合については、厚生労働大臣が示すが、具体的な意思決定については、年金資金運用基金に理事会が置かれることとなった。その後、2006 年度以降は、専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、新たに GPIF を設立し、管理運用することとされた。」

「安倍政権の下では、従来と異なり、公的年金積立金を成長戦略に利用しようとの考え方が主張されてきた。第 2 次安倍政権の数年間に GPIF の資産運用は、安全資産中心からリスク資産中心へと大きく運用方針を変更した。」

「巨額の積立金が株式で運用されることから、株式市場関係者は株式運用シェアの増加に大いに期待し、その動向は株価に大きな影響を与えている。株価が下落した場合には、GPIF の公的資金運用に関する報道がなされることも少なくなく、実質上の株価維持政策に当たるのではないかとの指摘もなされている。」

**【質問②】** 社会生活を営む上で、必要な仕事という意味でつかわれていて、社会福祉・社会保障の独占名称ではないと思っています。ただ、そのエッセンシャルワーカーを超えた憲法 25 条に基づく「人権保障の実践者」であるという認識です。エッセンシャルワーカーという単語で、仕事の専門性など矮小化されないか心配しています。社会での言葉の認知度として広がっているのは分かりますが、違う呼び方をしてはいけないのでしょうか。

**【回答②】** おっしゃるように「エッセンシャルワーカー」には「医療従事者」「スーパー・コンビニ・薬局店員」「介護福祉士・保育士」「区役所職員」「バス・電車運転士」「郵便配達員・トラック運転手」「ゴミ収集員」などが含まれ、社会にとって不可欠な労働という意味で使われているようです。その中でも、社会福祉労働とはどのような意味で不可欠なのかと問えば、確かに「人権保障の実践者」という答えになるでしょう。論じているレベルによって使い分ければ良いのだと思います。

社会福祉労働者の置かれている現実を国民に対して、コロナ禍での国民的経験につなげて説明をする際には、①エッセンシャルワークのひとつとして社会的位置を確認してもらう。②そして次に、その役割とそれにふさわしい労働条件にないことへの理解を得られるように問題提起をする。③その理解を得られた人への次のレベルの議論としてどのような労働条件が必要なのかということと専門性と結びつけて議論をおこなうという順序になると思います。

順序を間違えると、俺たちだって専門性があるのだ、福祉労働だけではないよと反発をまねに兼ねません。せつかくの共通経験を通じた理解と連帯の可能性を閉ざすことになるのではないのでしょうか。

**【質問③】** 社保協キャラバンで、障害分野ですが、「月払いにするよう国に要請してください」と要請しました。するとわりと多くの自治体から「国保連から月毎に支払っています」と回答がきました。要請文の問題もあったかもしれませんが、自治体職員の日割単価問題への認識が薄れていることに危機感を持っています。

**【回答③】** まず「日割り計算」で報酬が算定されているということの理解ができていないのでしょね。たしかに報酬の支払いは月ごとですが、その月ごとに支払われる報酬の算定基礎が日割りになっているために、月々に受け取る報酬額が変動し、今回のコロナで利用が減ったときには激減する。それが経営の不安定さ、労働者の雇用の不安定さにつながるということの問題性を訴える必要がありますね。一般公務員労働者の支払い条件とは異なることを理解せよと迫る必要がありますね。公務員の中にも非正規の人がいますが、その方への給料の支給財源のあり方とは違うわけで、お祭りの夜店を出して収入を得ている人に似ている不安定な状態なのだ。公的に責任を負うべき福祉現場の労働がそんな脆弱な条件の上に成り立っていることでいいのかと、公務員の人たちと同時に市民にも問いかけることをする必要がありますがあるのではないのでしょうか。

**【質問④】** 社保協キャラバンで、障害福祉の無償化を求めました。しかし、「応能負担となっている」のような回答も多くみられました。国だけでなく、多くの自治体でも応益負担→応能負担にすり替わっているように思います。どう運動を展開していけばいいのか…。自治体要請は引き続きしていきますが、悩ましくなっています。

**【回答④】** 「障害者福祉の無償化」という言い方では行政には伝わらないと思います。「利用者負担の無償化」ということの意味を伝える必要があるのだと思います。

「応能負担」は保険料や税の負担原理であり、利用者負担については、負担の是非が論議されるべきだと提起する時でしょうね。かつて民主党政権の成立につながった、支援費支給制度について、障害が重いほど利用者負担が増える仕組みの問題性を指摘し裁判運動までとりくまれました。そのときには利用者負担そのものの問題性を提起されていたのだと思います。ですから、「応益負担」概念そのものが否定されるべきなのです。医療費の窓口負担が3割となり、窓口での利用者負担についての国民感覚がマヒされました。そして介護保険の利用者負担も2割となり、後期高齢者医療費も2割負担が導入されるようになって、老後資金が年金しかない人に高額の利用者負担を課して、生活を追い詰め、利用抑制を生む事態となっている問題を、改めて憲法違反だという訴えに発展させなければならない時に来ているのだと思います。

自治体職員そして国民に対しても、そのような利用者負担が「応能負担」だというのは欺瞞的だという問題意識をぶつける必要があるのではないのでしょうか。

学習会をきっかけにして、各団体でも学習や討議がすすめられていることと思います。学習会等の企画や討議内容などの情報を、事務局（福祉保育労 mail アドレス：[sawamura@fukuho.org](mailto:sawamura@fukuho.org), FAX : 03-5687-2901) までお寄せください。ニュースにして発信していきますので、実行委員会加盟団体で共有していきましょう。

「コロナ禍に対応できる報酬改定」を求める質疑をおこなうことを求める FAX 要請のとりくみは、2月10日～3月12日です。厚生労働委員と予算委員のあわせて170人に、地元選出議員を中心に各団体・施設・事業所名で FAX してください。